

中小企業向け支援制度 合同説明会

令和6年度補正及び令和7年度当初予算関係

2025年2月21日（金）

中国経済産業局 中小企業課

目次

1. 中小企業の現状
2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算
 - ①生産性向上支援
 - ②新事業展開支援
 - ③成長投資支援
 - ④省力化投資支援
 - ⑤活性化に向けた支援

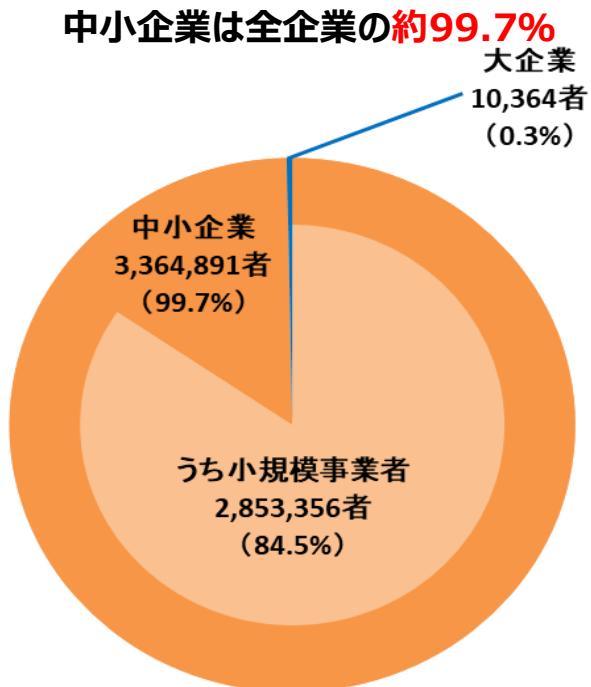
1. 中小企業の現状

我が国の経済・雇用を支える中小企業

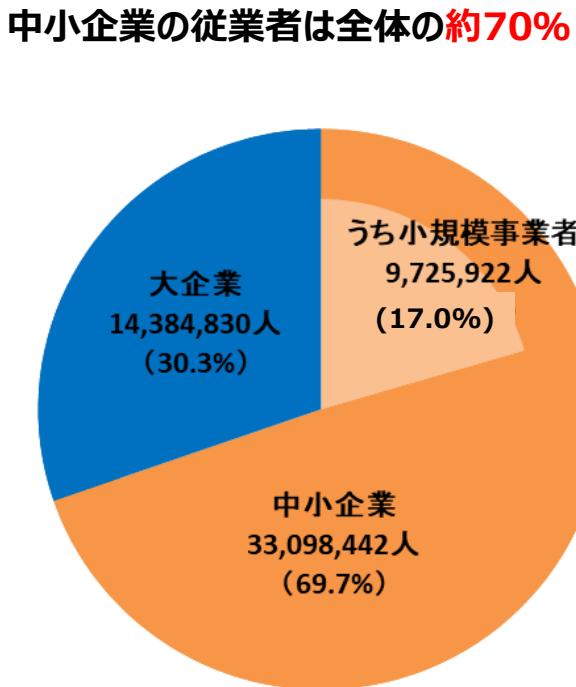
- 中小企業は雇用の7割を担い、**日本経済の屋台骨**。中小企業の発展が日本経済と地域社会を支えていく。

図 中小企業・小規模事業者の企業数・従業者数・付加価値額

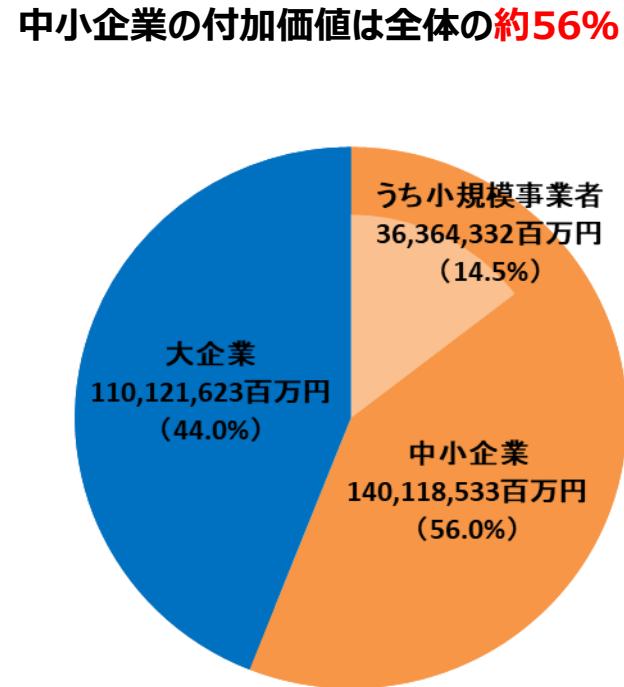
企業数（2021年）



従業者数（2021年）



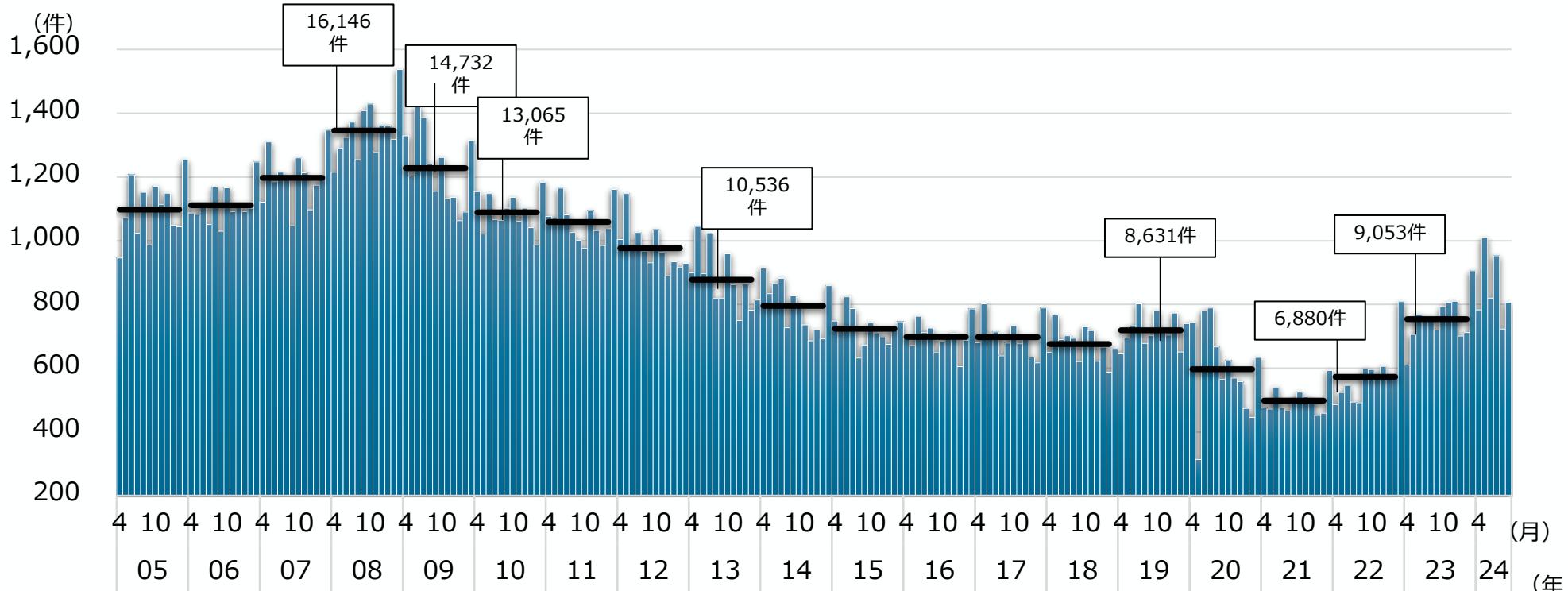
付加価値額（2020年）



倒産動向

- 2024年の倒産件数は、2012年以来、**11年ぶりに10,000件台に増加し、前年比で15.1%増。**
 - **2024年12月の倒産件数は842件**（前年同月比3.95%増）。2024年8月～10月は、前年同月を下回ったものの、2024年11月、12月は前年同月を上回った。物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。

倒産件数の推移（2024年9月時点）

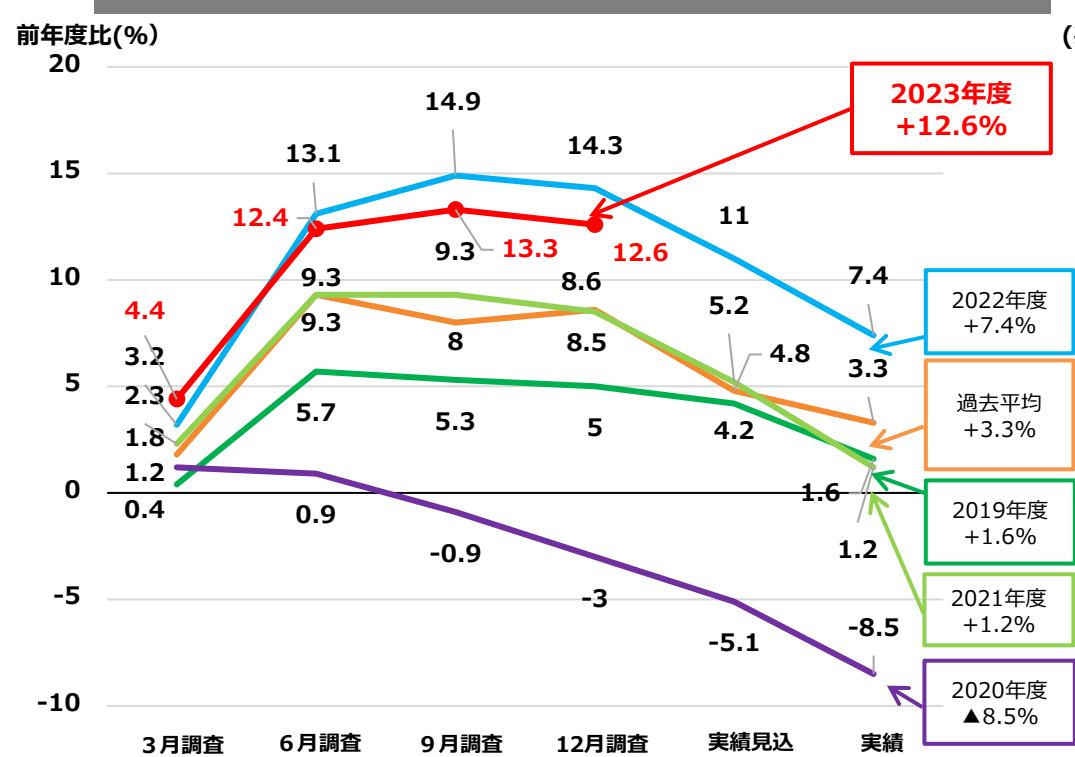


(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

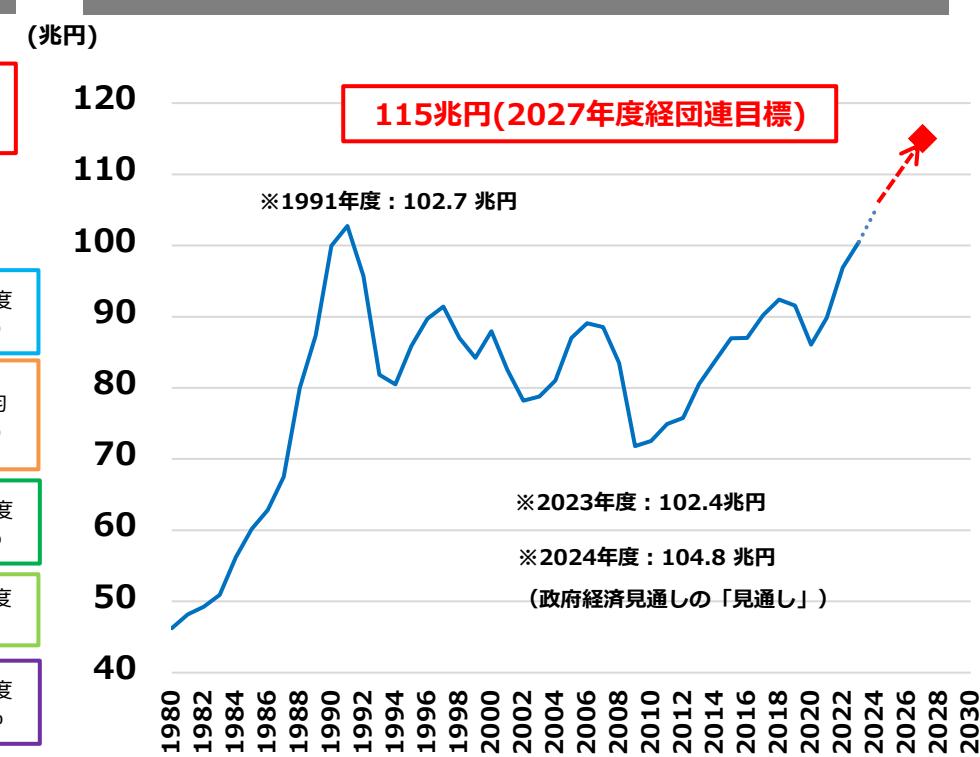
国内投資：設備投資は今年度も増加傾向

- 2023年度の設備投資計画（全規模全産業）は、過去最高水準の伸びを記録した2022年度に次ぐ水準の伸びで、増加する見込み。
- 他方、経団連が目標とする設備投資額115兆円(2027年度)を達成するには、この拡大の継続が不可欠。昨年12月、政府として「国内投資促進パッケージ」を取りまとめた。総理から、「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」において、官民連携でこの目標を達成すると表明。

企業の設備投資計画額の推移（前年度比）



民間企業設備投資額の推移と経団連目標



(注) (左)「過去平均」は、2016年度～2018年度の平均値。ソフトウェア投資額・研究開発投資額を含み、土地投資額を含まない。

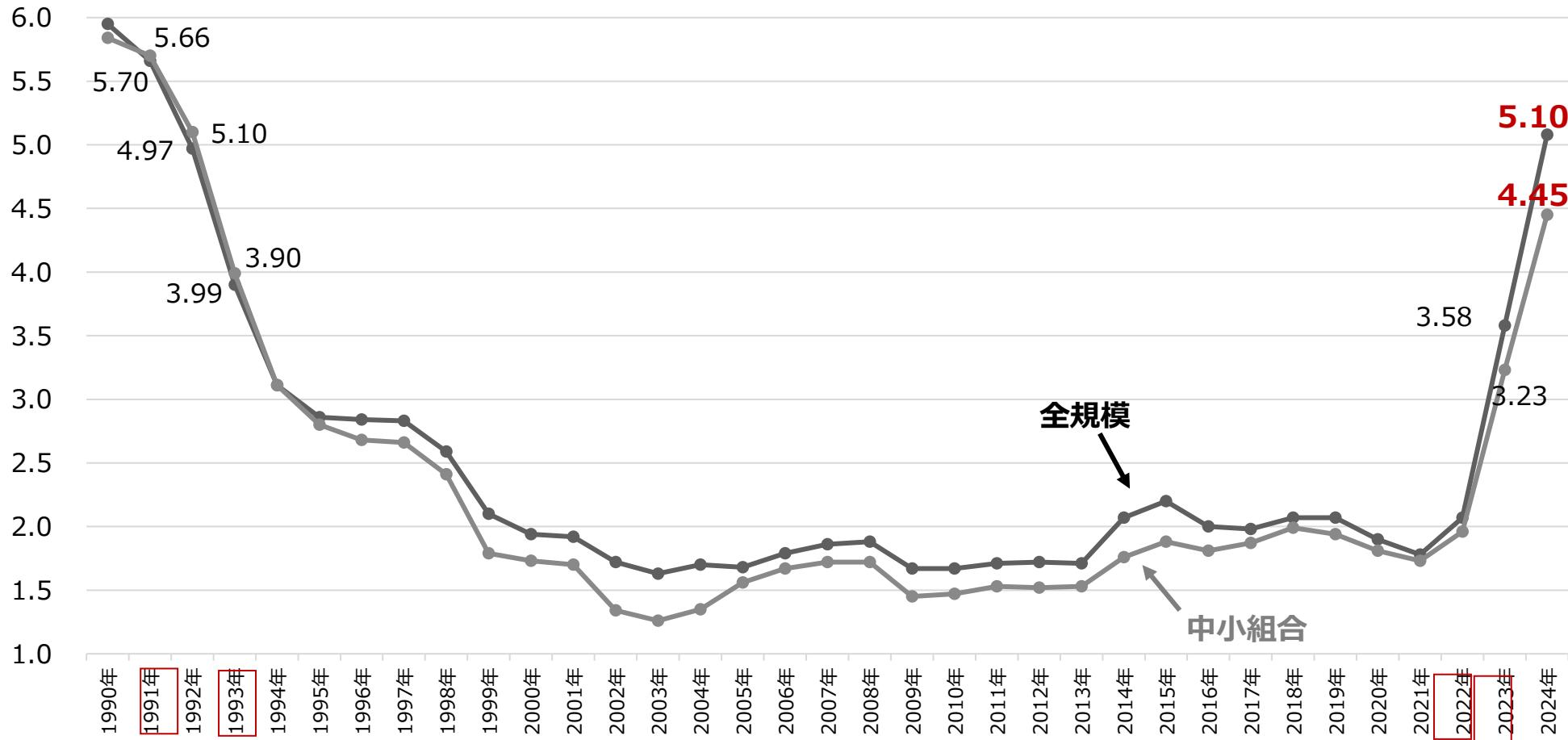
(右) 1980年～1993年までは2015年基準支（12月13日公表）出側GDP系列簡易遡及値を利用。

(出所) (左)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(右)内閣府「国民経済計算」「政府経済見通し」、令和5年4月6日「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」経団連十倉会長提出資料を基に作成。

賃上げ：30年ぶりの水準の継続

- 2023年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は3.58%と、1993年以来30年ぶりの高い伸び。他方、物価上昇に伴い実質賃金はマイナス圏で推移。
- 2024年の春季労使交渉賃上げ率は、直近の集計では、5.10%（中小組合は4.45%）。



※1：調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の組合。

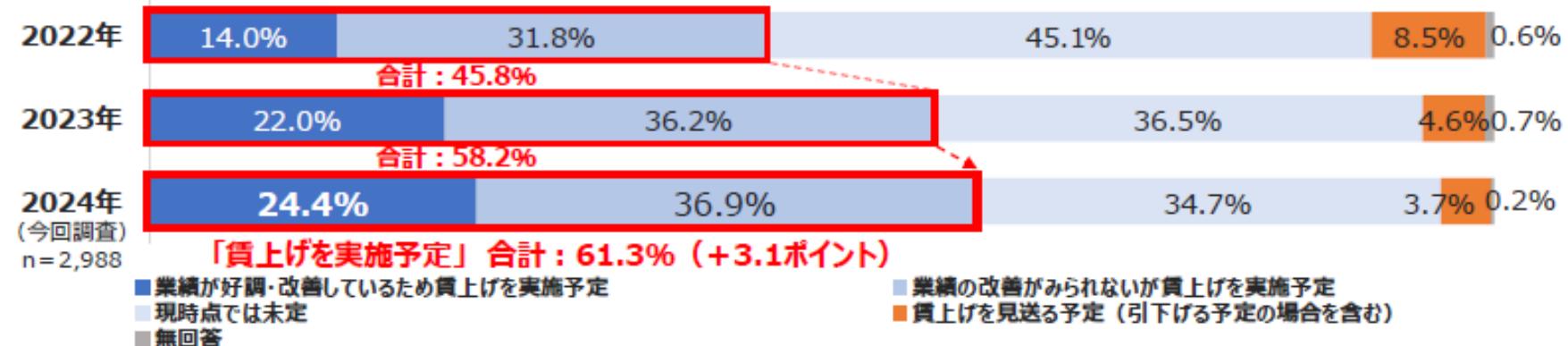
※2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。各年度の最終回答集計結果。

（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

中小企業における「防衛的な賃上げ」

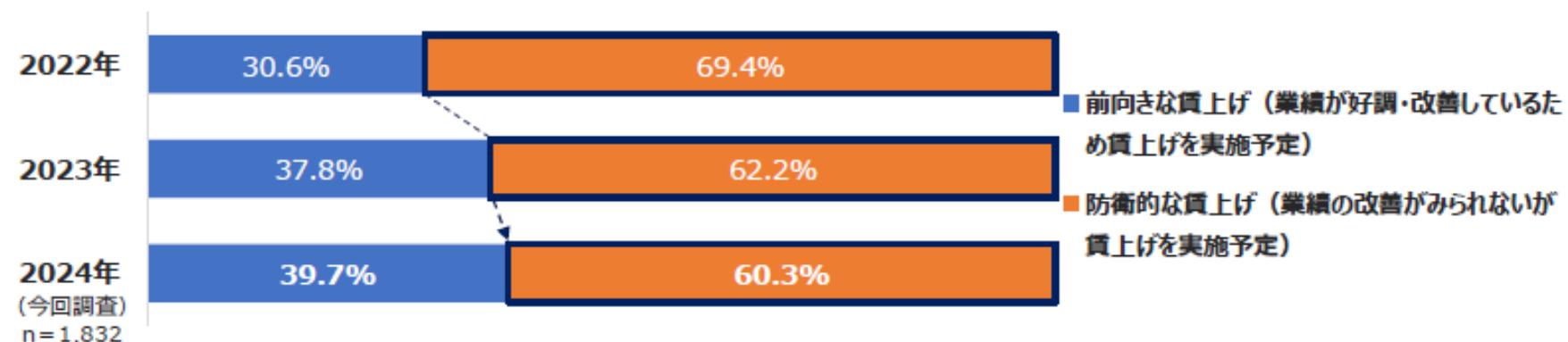
- 日商調査によると、2024年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業は6割を超えており、賃上げを実施する企業のうち6割以上が「防衛的な賃上げ（業績の改善がみられないが賃上げを実施予定）」となっている。

【全体集計】



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

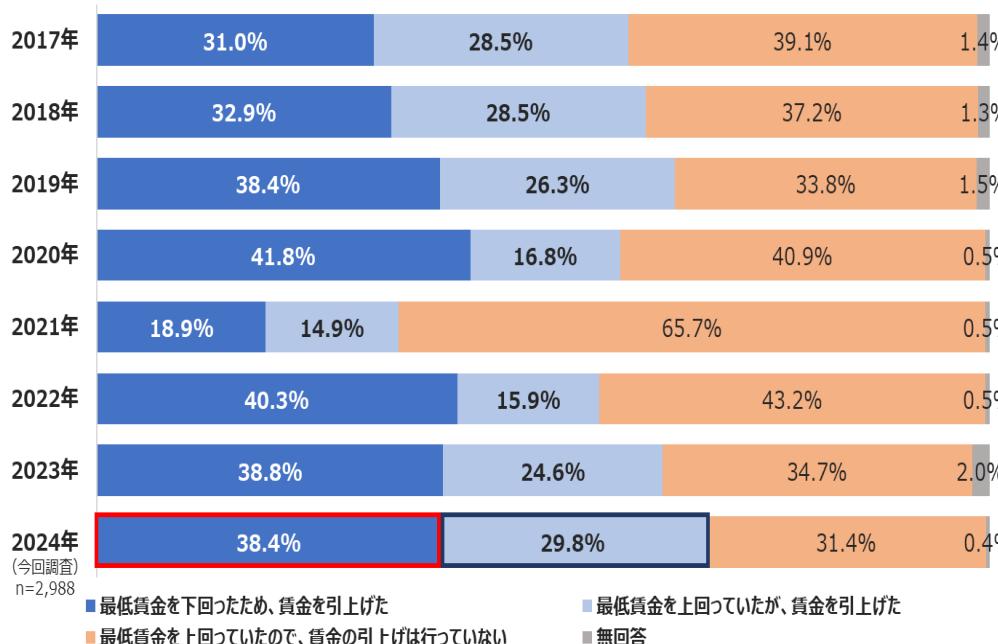
※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施予定」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」と回答した企業



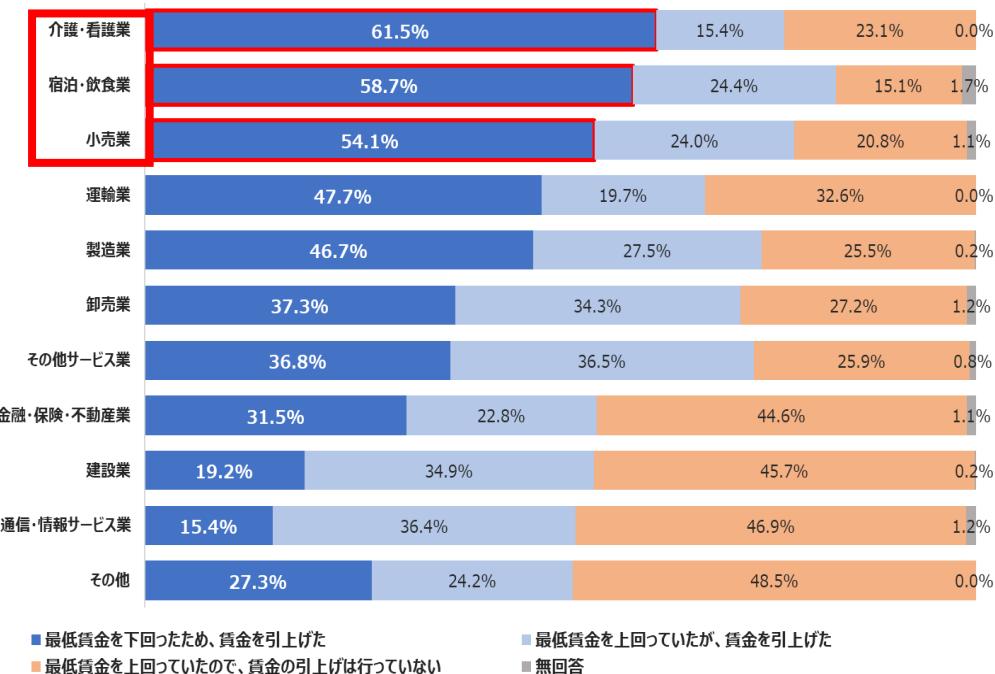
最低賃金引上げの影響を受けた中小企業

- 2023年10月の最低賃金引上げ（全国加重平均43円：961円→1,004円 ※過去最高）を受け、「最低賃金を下回ったため、賃金を引上げた」企業は約4割であり、引き続き高い水準。
- 業種別でみると、介護・看護業（61.5%）、宿泊・飲食業（58.7%）、小売業（54.1%）で最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合が5割を超える。

【全体集計】

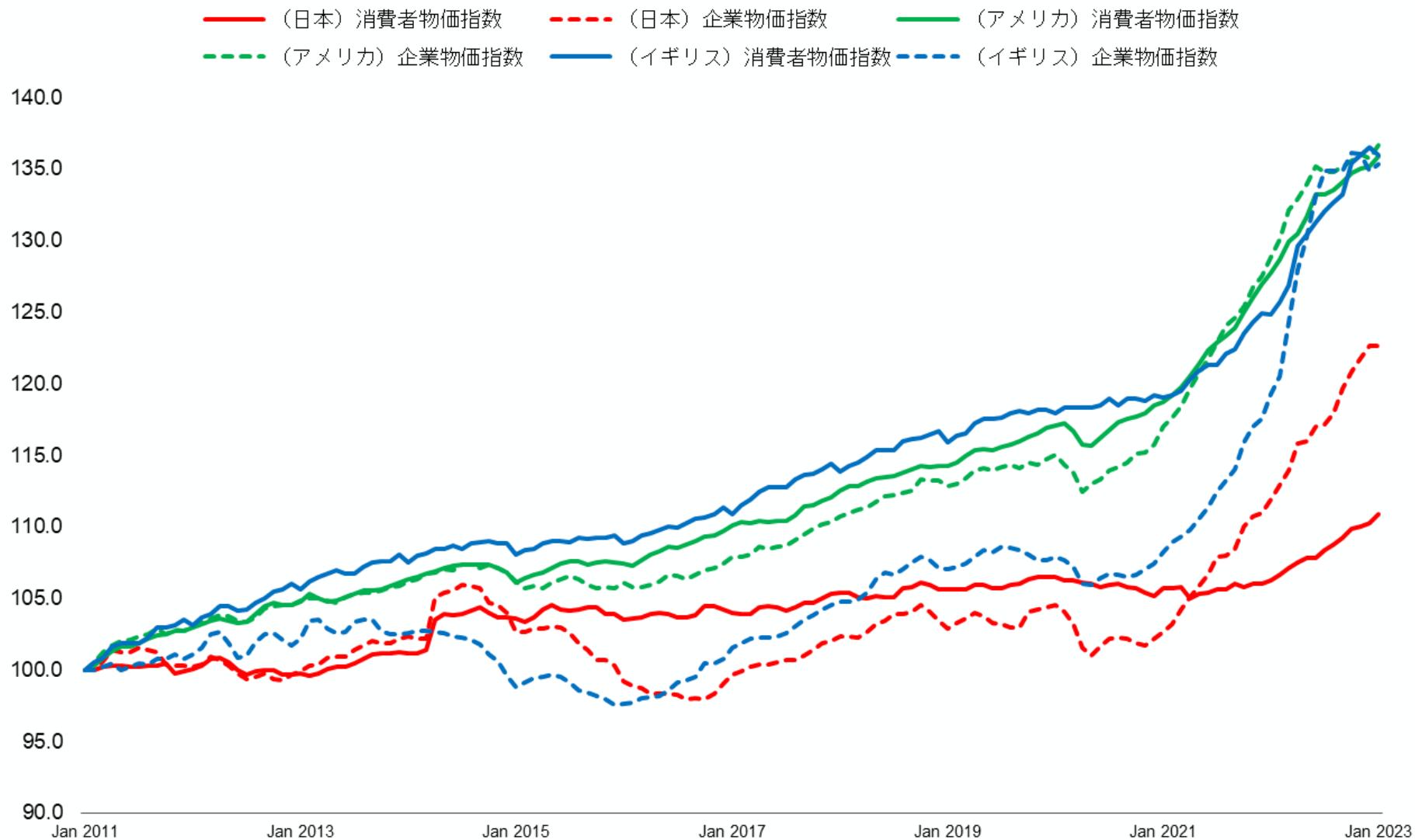


【業種別集計】 n=2,977 ※業種無回答除く



(参考) 日米英の企業物価指数・消費者物価指数の推移比較

- 日本は欧米ほどには消費者物価指数が伸びておらず、企業物価指数との乖離が大きい特徴がある。

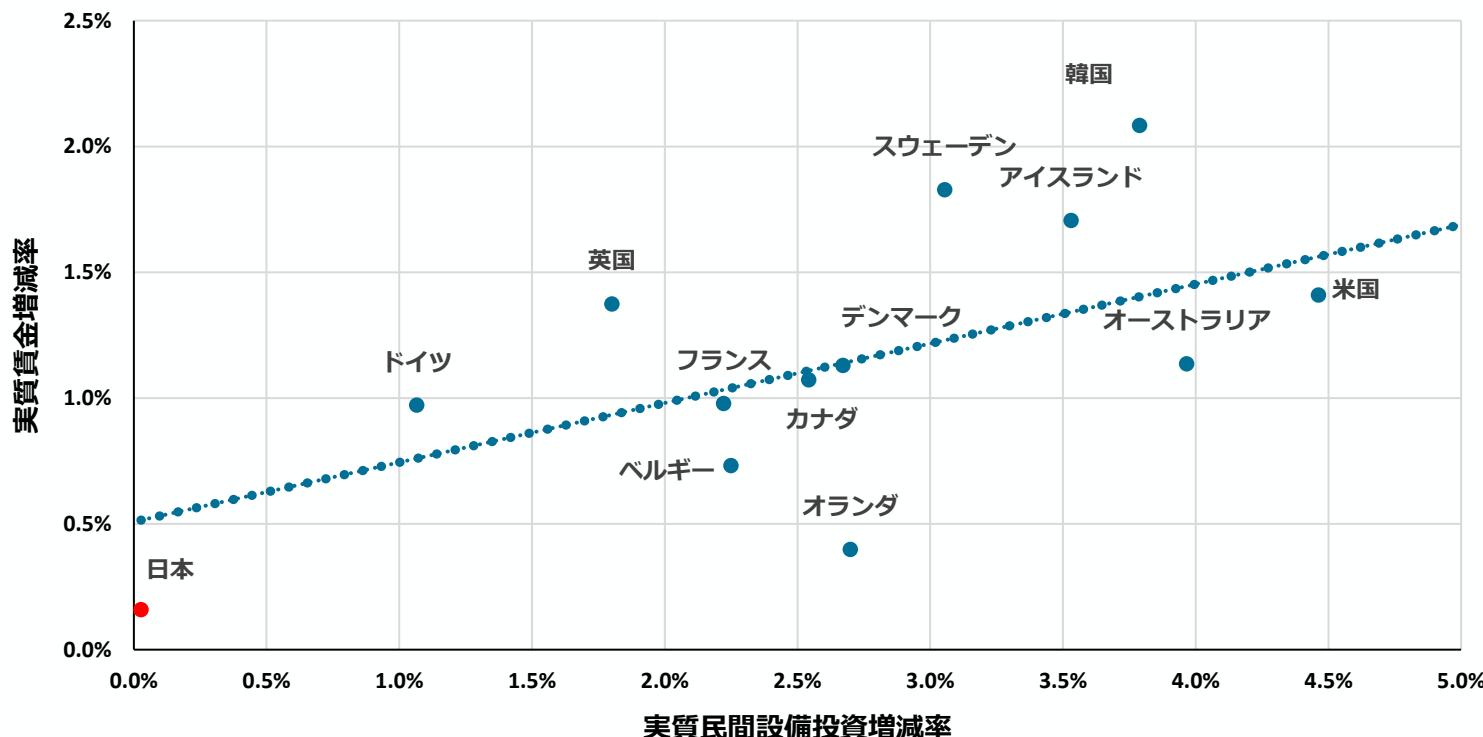


(参考) 国内投資の増加は賃金上昇につながる

国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇に繋がる。

日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

賃金と民間設備投資の相関図(1991-2021の年平均増減率)



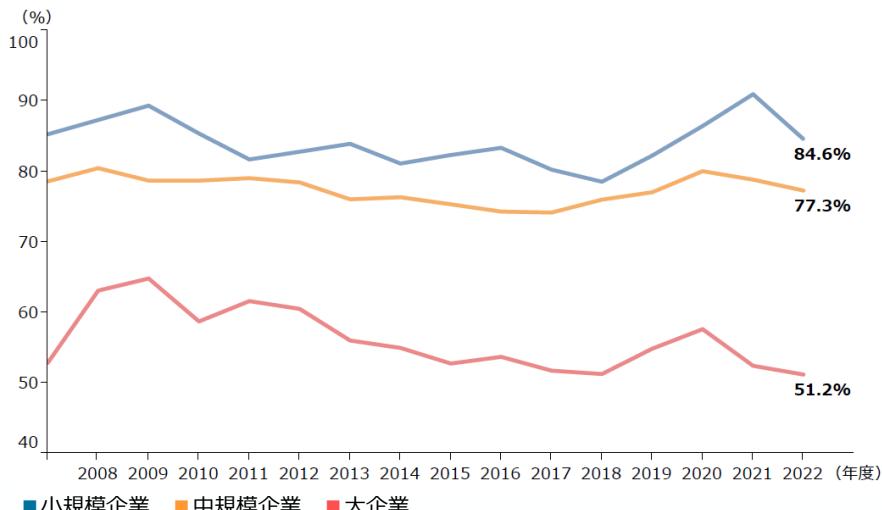
(注) 実質賃金（縦軸）は総雇用者報酬（実質値）を従業者数で割り、「正規労働者の平均労働時間/全労働者の平均労働時間」を乗じたもの。すなわち労働者の平均労働時間の変化に伴う影響を取り除いた推移を示している。民間設備投資（横軸）は住宅を除く民間設備投資の実質値。

(出所) OECD statより経済産業省作成

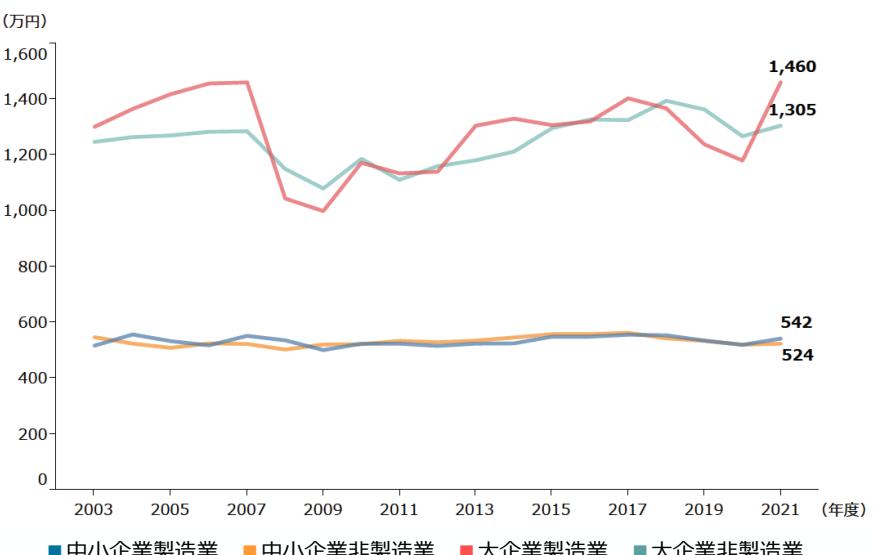
中小企業の賃上げ原資の確保に向けた「稼ぐ力」の強化

- 中小企業の労働分配率は大企業に比べて非常に高く、既に80%超えており、労働生産性も低迷。
- 中小企業の賃上げの原資を確保するには、国内外の需要開拓や新分野展開のための成長投資、省力化やデジタル化など生産性向上のための投資を通じて、「稼ぐ力」を伸ばすことが必要。

労働分配率の推移（企業規模別）



従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。
2. ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。
3. 付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）+人件費（役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費）+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課。
4. 金融業、保険業は含まれていない。

資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引き上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算 (生産性向上)

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算額 3,400億円

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

(2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

(4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

(5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）

事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。

(6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

中小企業庁

- (1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室
(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

令和6年度補正予算 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し。

中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。

力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例を創設。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																				
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3~5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① <u>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</u></p> <p>② <u>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</u> 又は<u>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</u></p> <p>③ <u>事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</u></p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表</u>等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>																				
支援内容	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>製品・サービス高付加価値化枠</th><th>グローバル枠</th></tr></thead><tbody><tr><td>概要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td><td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>5人以下 750万円（850万円） 6~20人 1,000万円（1,250万円） 21~50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td><td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td></tr><tr><td>(特例措置)</td><td>大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td><td></td></tr><tr><td>補助率</td><td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td><td>中小企業1/2、小規模2/3</td></tr><tr><td>(特例措置)</td><td>最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 • 指定する一定期間において、3ヵ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td><td></td></tr></tbody></table>				製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6~20人 1,000万円（1,250万円） 21~50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 • 指定する一定期間において、3ヵ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																			
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																			
補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6~20人 1,000万円（1,250万円） 21~50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																			
(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																				
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																			
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 • 指定する一定期間において、3ヵ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																				
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費																				
その他	収益納付は求めない。																				



令和6年度補正予算 ものづくり 商業サービス向上 促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な貢上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば…
最新複合加工機を導入し、これまでできなかつた精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行ふとともに、海外展示会に出展

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な貢上げに取り組む事業者のみなさまには、**補助上限額を100～1,000万円上乗せ**します。

※大幅な貢上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+5.0%以上増加 (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例適用事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、**補助率を2/3に引き上げ**ます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

IT導入補助金の概要

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠	セキュリティ 対策推進枠
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、 複数の中小・ 小規模事業者 で連携して ITツール等を導入	インボイス対応類型 ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	電子取引類型 発注者主導でITツー ルを受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			
単独申請可能なツールの拡大	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費 (a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	クラウド利用料 (最大2年分)
補助上限	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員が全従業員 の30%以上であることを示した事業者)	(a) インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	～350万円 5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3	

「IT導入補助金」でIT導入・DX による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

＜活用イメージ・補助率等＞（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/ 類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス枠 対応類型	電子取引 枠	
活用 イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の「活用支援」も対象化）		クラウド利用料（最大2年分）	サービス利用料（最大2年分） （※1）	サービス利用料（最大2年分） （※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数まで (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)～(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業： 1/2 小規模事業者：2/3

（※1）(独)情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）3ヶ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

＜今後のスケジュール＞

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



準備が整い次第、速やかに公募を開始する予定です。
※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

持続化補助金の概要

- 小規模企業振興基本法に定める小規模企業振興基本計画において、重点施策として「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」や「需要開拓に向けた支援」が掲げられているところ。
- 当該施策方針に則り、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。

一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限 50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率 $\frac{2}{3}$ ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は $\frac{3}{4}$			定額、 $\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費： $\frac{2}{3}$	定額
対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点 卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

【参考】小規模事業者持続化補助金の活用事例



ケース01 「技術サービス業」

建設現場等撮影用ドローンの購入、建設新聞等から顧客先リストを作成し、計画的な訪問営業を実施する。

ドローンによる撮影事例紹介パンフレットを作成し新聞広告・DMによるドローン空撮サービスのPRを行う。



新聞掲載、「販促ツールを活用した訪問営業」は建築撮影業者としての知名度を飛躍させ、建設業者のみならず同業他社や他業界からもドローン空撮の依頼が増え、販路拡大につながった。



ケース02 「養鶏業」

廃棄される親鳥を有効活用し、かつ卵をいれたときの相性を追求した「京丹波鶏カレー」を開発。

商品パッケージをデザインし、販路開拓のチラシ、ポスターを作成、販売店に配布した。



自社の直売所の目立つところに置いたところ、食べた人からも評判は上々で、販売員が確信を持って勧める商品に。すぐに道の駅やスーパー、生協との取引が決まった。



ケース03 「宿泊業」

客室4部屋をビニール製の畳に入れ替えし、空気清浄機能付エアコンを設置して、ペット同伴客の受入のできる部屋へと改装を行う。

宣伝活動としてトラベル関連サイトや自社サイトで「ペットと過ごせる宿」として新たなターゲット用プランを設定しPRを行った。



補助事業実施によって、これまでペットの存在が旅行を躊躇される原因となっていた方々への需要喚起が図られたことにより、新規顧客が増加し、売上高も20%程度増加した。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2／3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については 3／4)

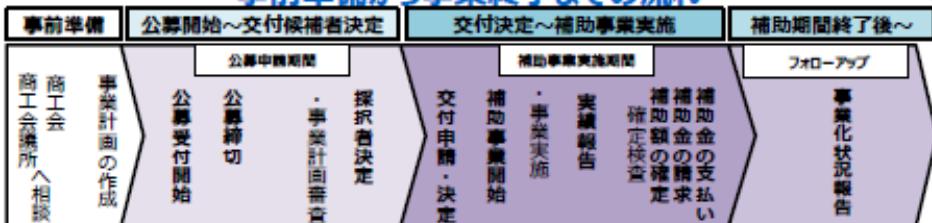
【関連融資制度】

自己負担

持続化補助金
補助率
2／3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」
◎限度額：2,000万円
※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2／3 (賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3／4)
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
○賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

※ 青字が本補助金の対象経費

活用事例①

観光ふどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

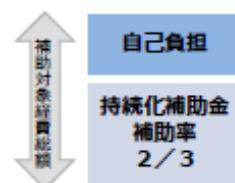
200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2／3

【関連融資制度】



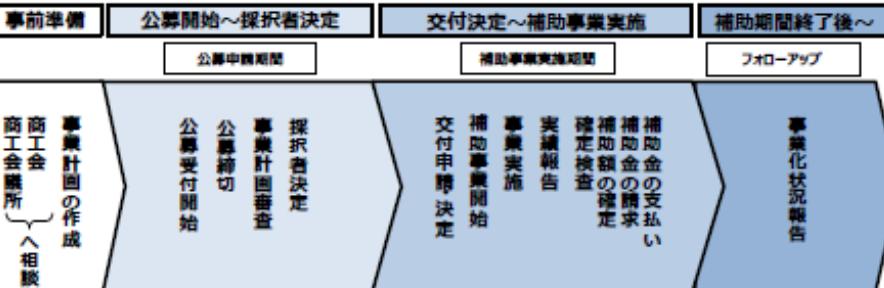
補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

①限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点できちんと確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援(※)」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年のあること。

※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。ロボット溶接機械を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過し、厨房機器の導入及び店舗リニューアルを行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

販路開拓を支援する機関の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を10者以上集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

5,000万円

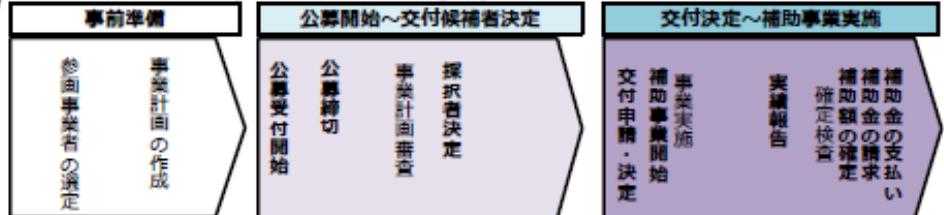
【補助率】

参画事業者は2／3、地域振興等機関は定額

【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、
広報費、旅費 など

事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

【本事業の類型】

● ①展示会・商談会型

商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。

● ②催事販売型

支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。

● ③マーケティング拠点型

支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者

5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M&Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型 ■ 買い手支援類型



譲り渡し

譲り受け

M&Aが対象

■ 買い手支援類型
補助率 1/3・1/2or2/3
補助上限 600万円、2,000万円※
※100億企業支援要件を満たす場合

■ 売り手支援類型
補助率 1/2or2/3
補助上限 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用 (DDを実施する場合、DD費用として200万円を加算)

③PMI推進枠

M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助

■ PMI専門家活用類型



譲り渡し

譲り受け

■ 事業統合投資類型



譲り渡し

譲り受け

■ PMI専門家活用類型

補助率 1/2
補助上限 150万円

■ 事業統合投資類型

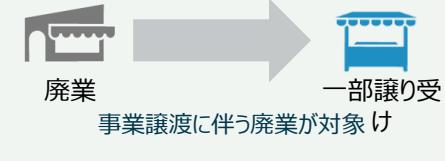
補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

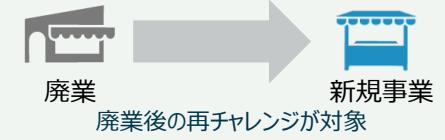
④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業

事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業

廃業後の再チャレンジが対象

補助率 1/2or2/3
補助上限 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・再チャレンジ枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行なう者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円 ^{※1} 、 2,000万円 ^{※2} 売り手支援類型： 600～800万円 ^{※1} ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合 200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3 ^{※1} 売手支援類型： 1/2・2/3 ^{※2} ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等 関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、 外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、 外注費、委託費等	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

補助金事務局の決定後、窓口を設置予定。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

公募サイト



中小企業生産性革命推進事業の類型比較（1/2）

	申請類型	補助上限額	補助率
ものづくり補助金 ※旧オーダーメイド枠は中小企業省力化投資補助事業へ移行	①製品・サービス高付加価値化枠	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	中小：1/2※、小規模・再生：2/3
	②グローバル枠	3,000万円(3,100万円～4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3
＜上限額特例＞ 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 ＜補助率特例＞ 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）。 • 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること			
持続化補助金 ※災害枠除く ※コミュニティ・ビジネス型は割愛	＜I 一般型＞ ①通常枠、②インボイス特例、③賃金引上げ特例 ＜II 創業型＞ ＜III 共同・協業型＞	＜I 一般型＞①：50万円 ②：上限+50万円 ③：上限+150万円 ＜II 創業型＞200万円 ＜III 共同・協業型＞5,000万円	2/3 ※③のうち赤字事業者は3/4
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円	中小：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した事業者)
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円	
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円 ③事務費・専門家費：200万円	①インボイス対応類型と同様 ②③：2/3
	インボイス枠	ITツール：1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3ハードウェア購入費：1/2
		電子取引類型 ～350万円	中小：2/3 大企業：1/2
セキュリティ対策推進枠		5万円～150万円	中小：1/2 小規模：2/3

中小企業生産性革命推進事業の類型比較（2/2）

	申請類型	補助上限額	補助率
事業承継・M&A 補助金	事業承継促進枠	800万円～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	1/2 ※ ※ 中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合2/3
	専門家活用枠 ①買い手支援類型 ②売り手支援類型	①買い手支援類型：600～800万円※ 1、 2,000万円※ 2 ②売り手支援類型：600～800万円※ 1 ※ 1：800万円を上限にDD費用の申請する場合に 200万円を加算 ※ 2：100億円企業要件を満たす場合	①買い手支援類型：2/3 ※ 1 ※ 1 100億円企業要件を満たす場合： 1,000万円以下の部分は1/2 1,000万円超の部分は1/3 ②売り手支援類型：1/2 ※ 2 ※ 2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合2/3
	PMI推進枠 ①PMI専門家活用類型 ②事業統合投資類型	①PMI専門家活用類型：150万円 ②事業統合投資類型：800万円～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	①PMI専門家活用類型：1/2 ②事業統合投資類型：1/2 ※ ※ 中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合2/3
	廃業・再チャレンジ枠	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算 (新事業展開支援)

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引き上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における 最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円 以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、機器物貲、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達率に応じて補助金返還を求める。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



Grants
(ID登録)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算 (成長投資支援)

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、**売上高100億円を目指す中小企業**への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による**労働生産性の抜本的な向上**と事業規模の拡大を図るための、**工場の新設等の大規模な投資**に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

売上高100億円を目指す、
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な設備投資を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

注意

- * 補助金制度の具体的な内容については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
- * 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください(詳細は裏面をご参照ください)。

補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、貸上げ要件など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

事業スキーム



※売上高100億円を目指す宣言：
中小企業が、自ら「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表をするものです。

お問い合わせ先
補助金事務局の決定後、掲載します。

※GビズIDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



成長加速化補助金

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円を越える中小企業を目指す中小企業の大膽な投資を支援。**

項目	内容
1 予算額	3,400億円の内数（1,000億円程度）
2 補助上限額	5億円（補助率1/2以内）
3 事業期間	交付決定日から24か月以内
4 補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。 ※事前に「100億宣言」を行う必要があります。
5 補助事業の要件	① 投資額1億円以上 ② 賃上げ要件（事業終了後 3.4%×3年間）
6 対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）等



“飛躍的成長”を目指す中小企業の皆様へ
「売上高100億円を目指す！」
その「挑戦」を宣言しませんか



成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の
経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「売上高100億円を目指す宣言」とは？

・中小企業が、「売上高100億円を超える企業になること」、「それに向
けたビジョンや取組」を自ら宣言し、ポータルサイト(令和7年春頃開設
予定)上に公表をするものです。

«宣言の内容» ※詳細検討中

- ①企業の現状(足下の売上高、賃上げ等企業目標、課題等)
- ②売上高100億円の実現のための目標(売上高成長目標、期間、プロセス等)
- ③売上高100億円の実現に向けた具体的な措置(生産強化、海外展開、M&A等)
- ④実施体制
- ⑤経営者のコミットメント(経営者自らのメッセージ) 等

※「宣言」に際しては、要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をすると、
どんなことができるの?
いいことがあるの?



「宣言」をされた企業さま
限定の特別なメニューが
あります!

「宣言・公表」のメリット

・「宣言」取得による補助金等の活用

設備投資等に活用いただける「宣言」が条件となる補助金(上限5億円(補助率1/2))の
申請が可能になります(その他、必要書類を提出した上で、審査があります)。

・経営者ネットワークへの参加

「宣言」を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネット
ワークを構築します。また、経営の“気づき”につながるような、「宣言」企業限定のイベン
ト等にご参加いただけます。

・「宣言」マークの活用による自社PR

「宣言」を行った企業だけ「ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。

※「宣言」企業がご活用いただけるメニューについては、今後追加・内容変更の可能性があります。

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算 (省力化投資支援)

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

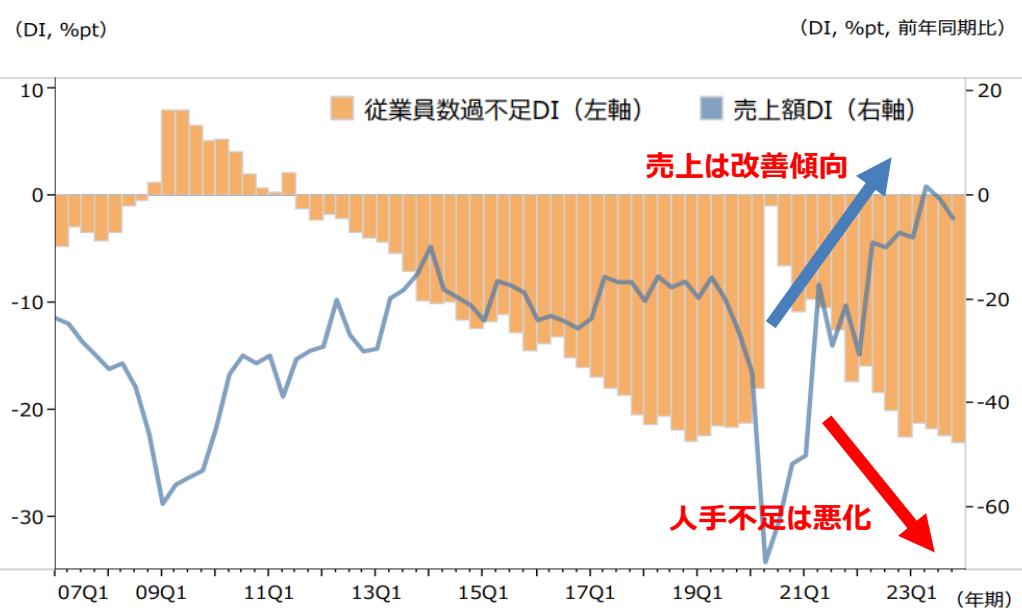
V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引き上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

我が国の中⼩企業における省⼒化投資の重要性

- 我が国の構造的な人手不足の進展により、企業の人員確保は年々厳しくなることが予想される。直近では、中小企業の課題認識は「売上額」から「人手不足」に移行。
- 中小企業が人手不足を乗り越え、売上・収益の拡大を目指すためには、労働生産性の向上が必須。中小企業の売上高が改善傾向にある今こそ、省⼒化投資を進める機会。

中小企業の売上額、従業員過不足への認識

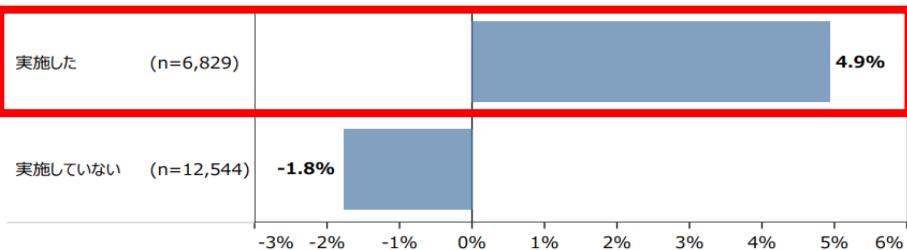


- ※ 1. 売上額DIは、本期の売上額について、全年同期と比べて「増加」と答えた企業の割合（%）から、「減少」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。
2. 従業員過不足DIとは、従業員の本期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

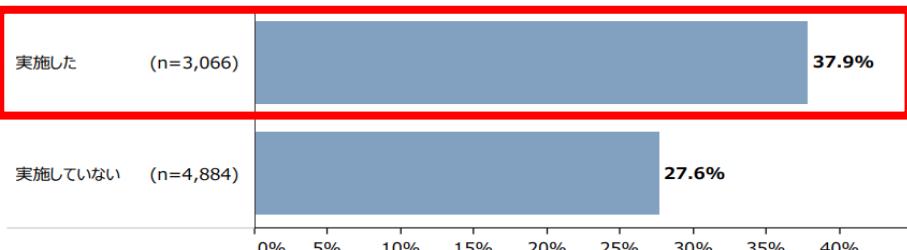
(出典) 2024年版「中小企業白書」

省⼒化投資の実施有無と、売上高・経常利益の変化との関係

(1) 売上高の変化率（中央値）



(2) 経常利益の変化率（中央値）



- ※ 1. 人手不足対応を目的とした設備投資は、直近5年間の実施有無を聞いたもの。
2. 売上高及び経常利益の変化率は、2022年と2017年を比較して算出したもの。

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ 注文型	5人以下 6~20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6~20人 21~50人 51~100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文



一般型





中小企業の**人手不足解消**に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率
1/2



中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます！
- 「販売事業者」が製品の導入を支援！申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2！補助上限額は従業員数ごとに異なります。



● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えており、補助金の重複で該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中！

- 清掃ロボット
- 配膳ロボット
- 自動倉庫
- 機器・仕分システム
- 無人搬送車(AGV・AMR)
- スチームコンベクションオーブン
- 券売機
- 自動チェックイン機
- 自動精算機
- タブレット型給油許可システム
- オートラベラー
- 飲料補充ロボット
- デジタル紙面色校正装置
- 測量機
- 丁合機
- 印刷用紙高積装置
- 印刷用インキ自動計量装置
- 段ボール製箱機
- 近赤外線センサ式
- プラスチック材質選別機
- デジタル加熱機
- 印刷紙面検査装置
- 鉛物用自動バリ取り装置
- 自動調色システム
- 蛍光X線膜厚測定器
- 自動裁断機

*一部の省力化製品については、書き換えであっても交付申請可能。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下		200万円	300万円に引き上げ
6~20名	1/2	500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

*各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

● 申請から事業完了までの流れ



*1. 中にはeBizID(アカウント)の登録が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手始めください。
*2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて「招待(インビテーション)」していただき、専用フォームからの申請が可能です。
*3. 購入した製品の売却や転用、荷物などに際しては割引が適用され、残荷債務相当額などを返納いただく必要があります。
*4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。
*5. 確認できる場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などは[こちらから](https://shoryokuka.smrij.go.jp/)
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrij.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)
※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直しください。

省力化製品に関する
工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター 03-6746-1530
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

中小企業省力化投資補助金



人手不足に悩む中小企業等に対して
個別の現場や事業内容等に合わせた
設備導入・システム構築等の
多様な省力化投資を支援します！

補助上限額
最大1億円

補助率
1/3～2/3

一般型



省力化一般型

★目的
生産・業務プロセス等
の効率化

★支援対象
オーダーメイド設備や個別
の現場に応じて組み合わせ
た汎用設備、システム等を
導入する事業計画

ものづくり補助金

★目的
革新的な新製品・サー
ビスの開発

省力化カタログ注文型
★支援対象
カタログに掲載された
汎用製品の購入

活用イメージ

たとえば、通信販売事業で
オンラインショッピングの顧客数及び
購買量に対応するため、自動梱包機及
び倉庫管理システムをオーダーメイド
で開発・導入

たとえば、自動車関連部品製造事業で
検査が難しい微細な自動車関連部品の
製造を効率的に行うため、最新のデジ
タルカメラやAI技術等を活用した自動
外観検査装置を事業者の現場に合わ
せた形で導入



経済産業省



事業概要

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加
- ② 1人あたり給与支給額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、[補助金返還義務](#)があります。

その他要件

- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
- ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
- ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
- ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。
※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

要件	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化
補助上限	750万円～8,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
その他	収益納付は求めません。

大幅賃上げ特例

補助上限額を250～2,000万円上乗せ

- (1)給与支給額の年平均成長率+6.0%以上増加
- (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、[補助金返還義務](#)があります。

最低賃金引き上げ特例

補助率を2/3に引き上げ

指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。
※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

事業の流れ



お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-099-660

IP電話等からのお問い合わせ：03-4335-7595

受付時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

事業名	中堅・中小大規模成長投資補助金	中小企業成長加速化補助金	中小企業新事業進出補助金	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業省力化投資補助金（一般型）	中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）
予算額	総額3,000億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	1,500億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数		3,000億円
目的	生産性向上や事業規模拡大のために行う工場等の新設など大規模な設備投資を支援	売上高100億円を目指す成長指向型の中小企業の大膽な設備投資を支援	新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援	生産性向上や持続的な貢上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援	業務プロセス自動化や生産プロセス改善、DX等の設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進	人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログから選択・導入し、簡易で即効性がある省力化投資を促進
補助上限 補助率	・50億円 ・中堅・中小企業1/3	・5億円 ・中小企業1/2	・2,500万円～7,000万円 (3,000万円～9,000万円) ・中小企業等1/2 ■大幅貢上げ特例 (補助上限額を上乗せ) ：500万円～2,000万円	【製品・サービス高付加価値化枠】 ・750万円～2,500万円 (850万円～3,500万円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 【グローバル枠】 ・3,000万円 (3,100～4,000万円) ・中小企業1/2、小規模2/3 ■大幅貢上げ特例（補助上限額を上乗せ） ：もの補助100万円～1,000万円、省力化投資100万円～2,000万円 ■最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ、小規模・再生事業者は除く） ：もの補助、省力化投資（一般型）	・750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円 を超える部分は1/3	・200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円) ・中小企業1/2
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費等	【共通】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等 【グローバル枠のみ】海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	カスタマイズ機器、ソフト+ハード	人手不足解消に効果があるロボットやIoT等カタログに登録された省力化製品（自動券売機、無人搬送車等）の導入に要する費用
要件	・従業員数2,000人以下 ・投資額10億円以上 ・貢上げ要件あり	・投資額1億円以上 ・売上高100億円の実現を目指す宣言を行っていること ・貢上げ要件あり	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦、付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	詳細未定	労働生産性向上や貢上げ等の要件を満たす事業計画に基づいて、販売事業者と共同で取り組む事業
公募	令和7年2月～3月頃公募開始予定	令和7年3月 第1回公募要領公開予定	未定	未定	未定	随時受付中

中堅・中小企業等の生産性向上・省力化・成長投資支援策

事業名	事業再構築補助金 (第13回公募)
予算額	-
目的	新市場進出、事業・業種転換、事業再編等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援
補助上限 補助率	<p>【成長分野進出枠（通常類型）】 • 1,500万円～6,000万円 (2,000万円～7,000万円) • 中小企業1/2、中堅企業1/3</p> <p>【成長分野進出枠（GX進出類型）】 <中小企業> • 3,000万円～8,000万円 (4,000万円～1億円) • 中小企業1/2、中堅企業1/3 <中堅企業> • 1億円（1.5億円） • 中小企業1/2、中堅企業1/3</p> <p>.....</p> <p>【コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）】 • 500万円～1,500万円 • 中小企業3/4、中堅企業2/3</p> <p>■ 短期に大規模賃上げを行う場合、補助上限額を上乗せ 通常類型：500万円～1,000万円 GX進出類型（中小）：1,000万円～2,000万円 GX進出類型（中堅）：5,000万円</p> <p>■ 短期に大規模賃上げを行う場合、補助率を引き上げ 通常類型・GX進出類型：中小2/3、中堅1/2</p> <p>■ 卒業促進上乗せ措置（補助上限額を上乗せ） : 中小・中堅企業等から中堅・大企業等へ規模拡大する事業者を支援</p> <p>■ 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置（補助上限額を上乗せ） : 繙続的な賃金引上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援</p> <p>■ 補助率引き下げ コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない場合 : 中小2/3、中堅1/2</p>
補助対象経費	建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等
要件	事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業、事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること、付加価値額等の共通要件のほか、事業類型毎に個別要件あり
公募	令和7年1月10日（金）～令和7年3月26日（水） ※申請受付：調整中

2. 中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算 (活性化に向けた支援)

中小企業・小規模事業者向け経済対策・補正予算（総額5,601億円、既存基金の活用等を含め1兆円を上回る規模）

I. 生産性向上支援

- **生産性向上支援**（生産性革命推進事業のうち、ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）の拡充【3,400億円の内数】
 - 最低賃金近傍の事業者に対する支援拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - 設備投資や取引実態等に合わせた補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）など

II. 新事業展開・構造転換支援

- **新事業進出補助金の創設【既存基金の活用（1,500億円規模）】**
 - 中小企業の成長につながる新事業進出・構造転換への投資に重点支援する新たな支援措置を創設

III. 成長投資支援

1. **中小企業成長加速化補助金の創設**（生産性革命推進事業の一部として創設）【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円超の中小企業を恒常に創出するため、売上高100億円を目指す中小企業への設備投資支援や、中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設
2. **中堅・中小企業の大規模投資支援【1,400億円】**
 - 中堅・中小企業が、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため、工場の新設等の大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として3年・3,000億円を措置）
3. **売上高100億超を目指す中小企業へのリスクマネー供給【30億円】**
 - 売上高100億超を目指す中小企業に対し、中小機構が出資するファンドを通じリスクマネー（メザニン等）を供給

IV. 省力化投資支援

1. **省力化補助金の運用改善【既存基金の活用（3,000億円規模）】**
 - 省力化補助金の対象として、個別発注形式の省力化投資支援を新設し、省力化投資支援を運用改善

V. 中小企業・小規模事業者の活性化に向けた支援【404億円+既存予算の活用】

1. **重層的・規律ある資金繰り支援の強化**（通常資本性劣後ローンの拡充、プロパー融資促進のための新たな保証制度の創設等）
2. **経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充**（早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の促進、中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（各種手続き・専門家経費等））
3. **相談体制の拡充**（商工会・商工会議所・よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター等）
4. **価格転嫁対策の一層の強化** - 価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査を活用した取引実態調査を強化
5. **令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続**（能登支援として「なりわい再建支援補助金」で150億円）
6. **局激指定災害への支援拡充**（局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引き上げ、中小企業の対象化、施設建替の対象化等）

価格転嫁、取引適正化対策

1. 法律の厳正な執行

- ① **下請代金法** (下請代金の減額や、買いたたき等を禁止する規制法。公取委が主管、中企庁も執行を共管。)
- ② **下請振興法** (望ましい下請取引の在り方「振興基準」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。)
- ③ **フリーランス法** (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律) (フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年秋 施行。)

2. 取引実態把握

- ① **下請Gメン (R5:300名→R6:330名)** が、取引実態をヒアリング (年間 約1万2千件)

3. 自主的な取引適正化の促進

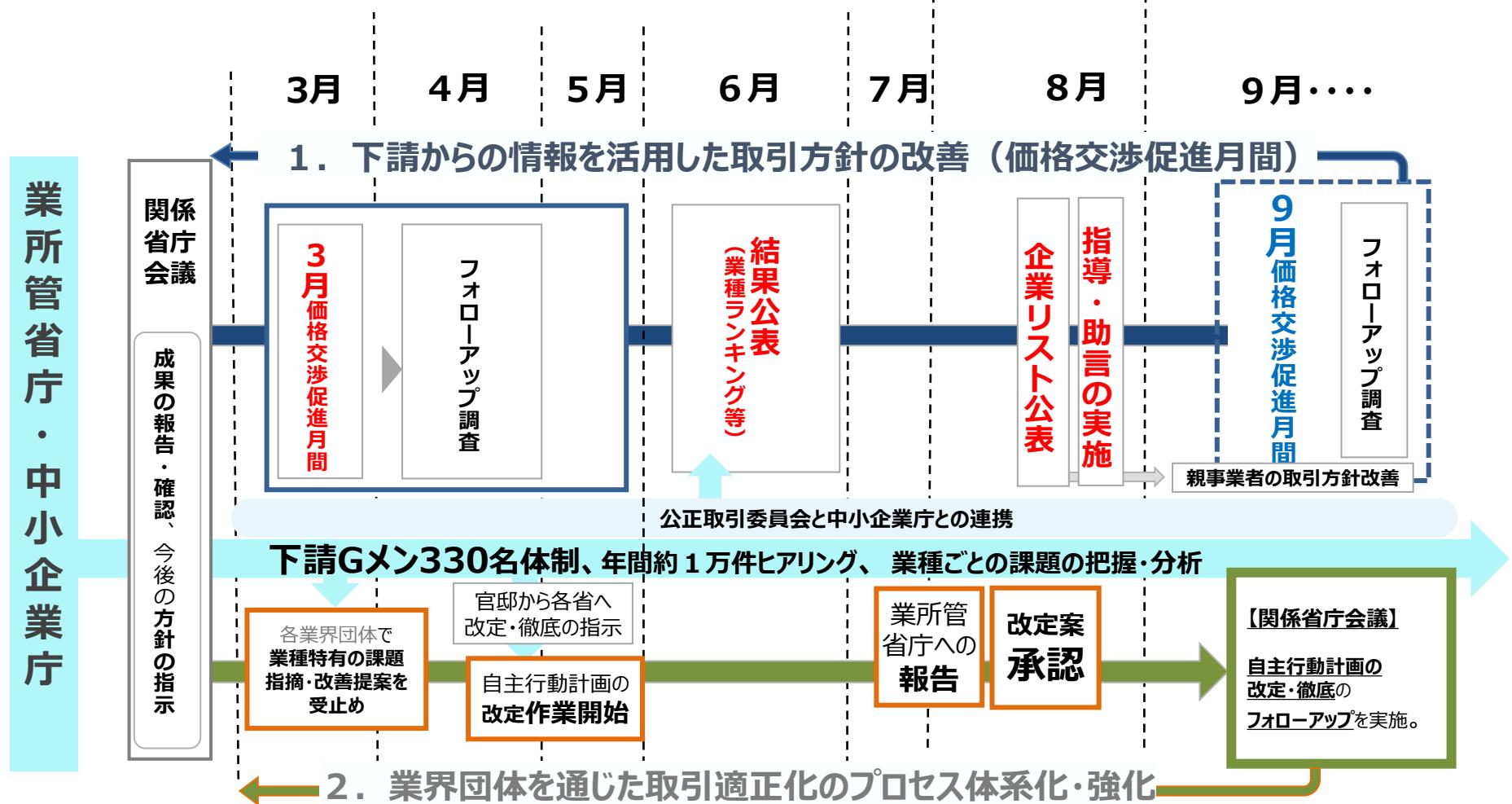
- ① 取引適正化のための自主行動計画 (29業種・78団体) の改訂・徹底。
- ② パートナーシップ構築宣言 (55,700社超)

4. 価格交渉・価格転嫁の促進

- ① 価格交渉促進月間 (2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施し、その後フォローアップ調査を実施)
- ② 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (周知・徹底、振興基準改定)

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 毎年2回（3月・9月）の「価格交渉促進月間」の取組みにより、下請中小企業から情報を収集し、その結果の公表、指導・助言等により、個別企業の取引方針の改善を促してゆく。
- 各業界団体においては、下請Gメンによる情報収集、課題分析に基づく改善指摘を踏まえ、取引適正化のための「自主行動計画」の改善・徹底、毎年のフォローアップにより、業界全体での取引適正化に取り組む。



中小企業庁 成長加速マッチングサービスの概要

- 成長加速マッチングサービスに登録された企業（※1）を金融機関や認定支援機関をはじめとする支援機関が検索し、関心を持った企業に対してコンタクトができる。

新規事業立ち上げや既存事業の拡大のための資金を調達したい

販路拡大や人材育成などの
経営課題を相談したい

登録



九一八八一八

マッチング

登録・検索

新たな支援先を探したい

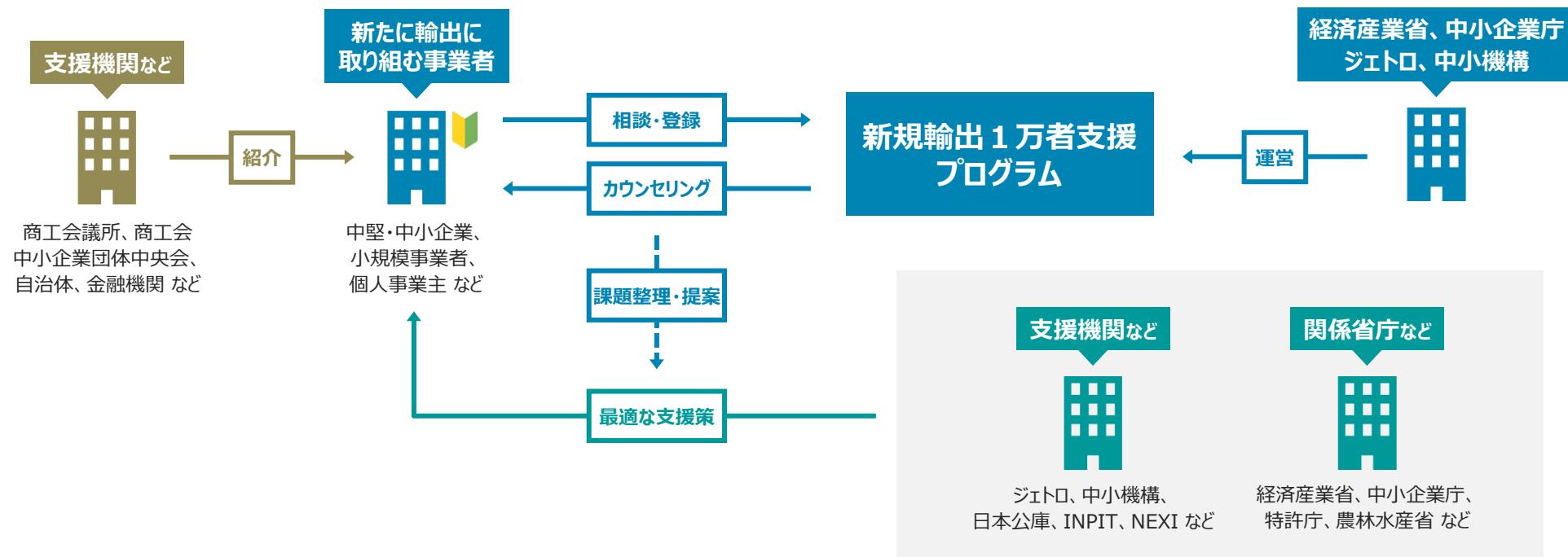
銀行、信用金庫、信用組合、
投資機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士等
の士業、民間コンサルタント
会社、商工会・商工会議所、
よろず支援拠点など

面談・商談 ※システム外

新規輸出 1 万者支援プログラムの概要

- 「新規輸出 1 万者支援プログラム」は、新たに輸出に取り組む事業者を経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり支援するプログラム。
- 本プログラムは、全国の商工会議所、商工会等の協力を得て普及を図り、日本公庫、INPIT及びNEXI等と連携し、新たな輸出の実現を支援している。

■ 「新規輸出 1 万者支援プログラム」のスキーム



中小企業活性化協議会とは…

1

売上げが増大せず、
経営の先行きに
不安を感じている



2

コロナ期の融資を始め、
借入金の返済の
目途が立たず困っている



3

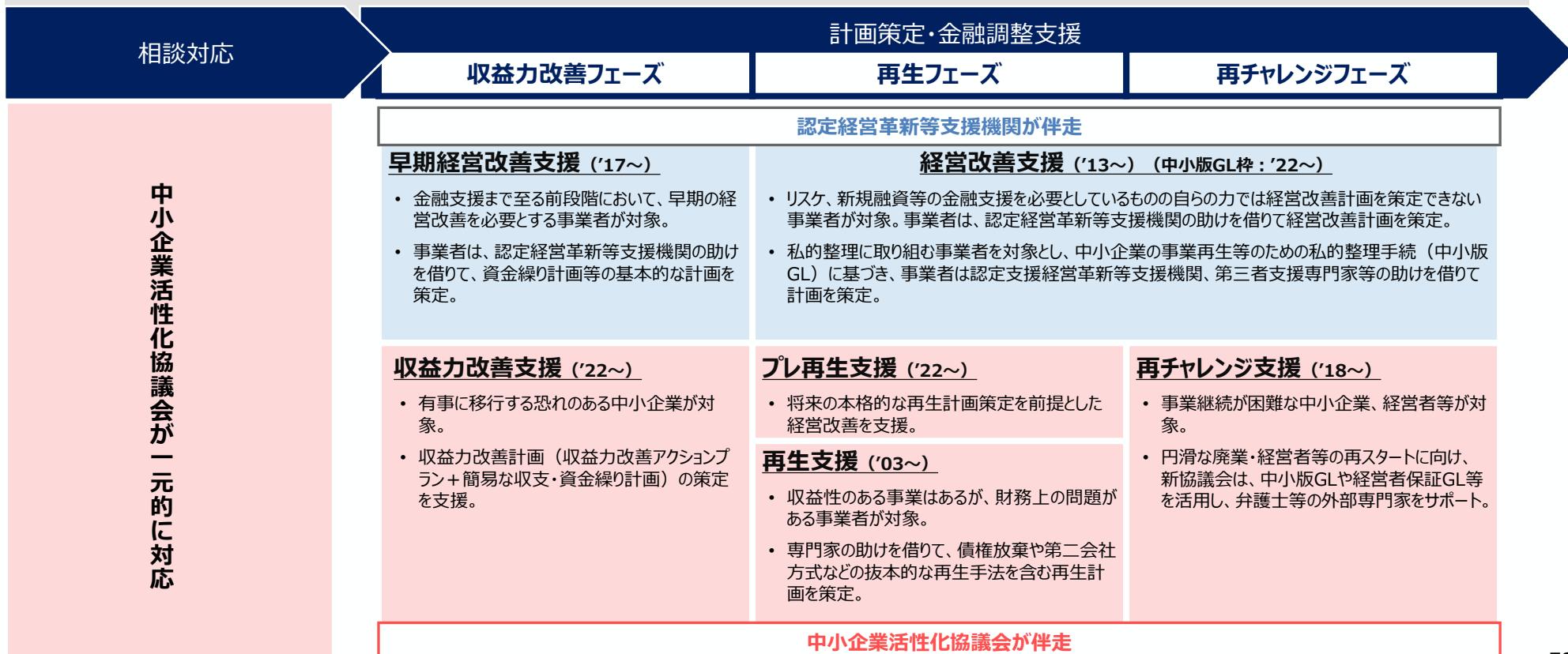
経営状況が悪く
廃業も検討しているが、
廃業の仕方がわからない



こういった悩みを抱える中小企業に、金融機関・専門家・各種支援機関と連携しながら、
「収益力改善」、「事業再生」、「再チャレンジ」の3つのフェーズで支援を実施
するいわば**「中小企業の駆け込み寺」**です

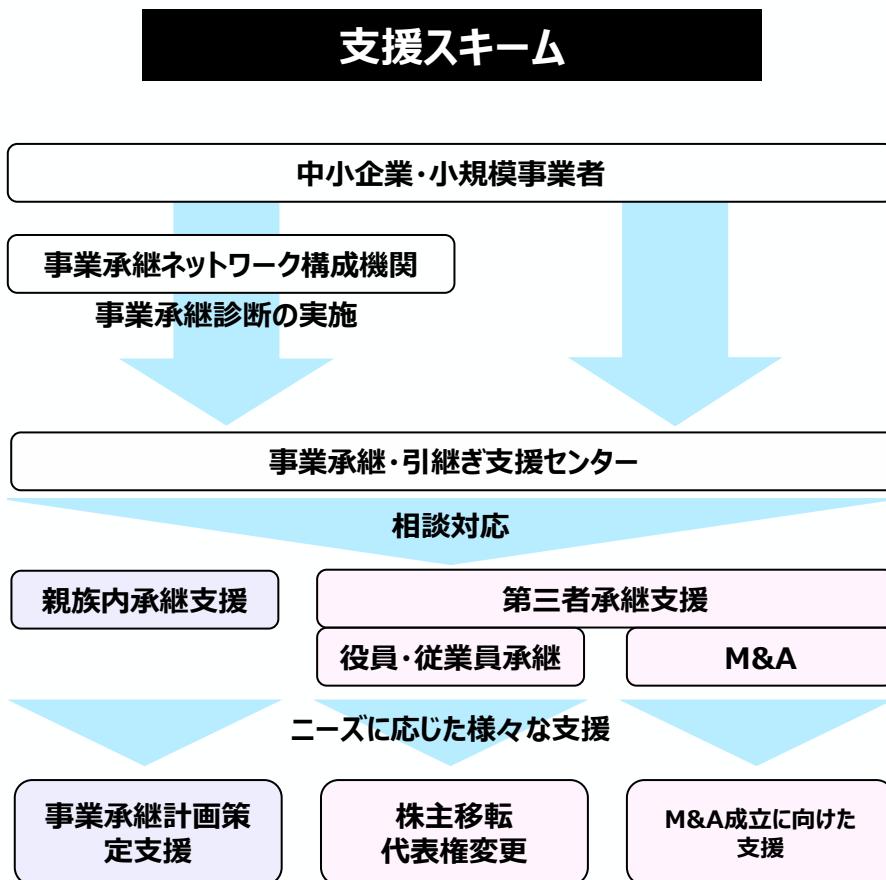
中小企業活性化協議会の概要

- 中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づき2003年に創設された中小企業再生支援協議会が前身。中小企業の「駆け込み寺」として全国47都道府県に設置し、地銀OBや士業等の専門家を配置。
- 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの最大化を目指し、中小企業活性化協議会がハブとなり、事業者のフェーズに応じて認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会が伴走支援する体制を整備。

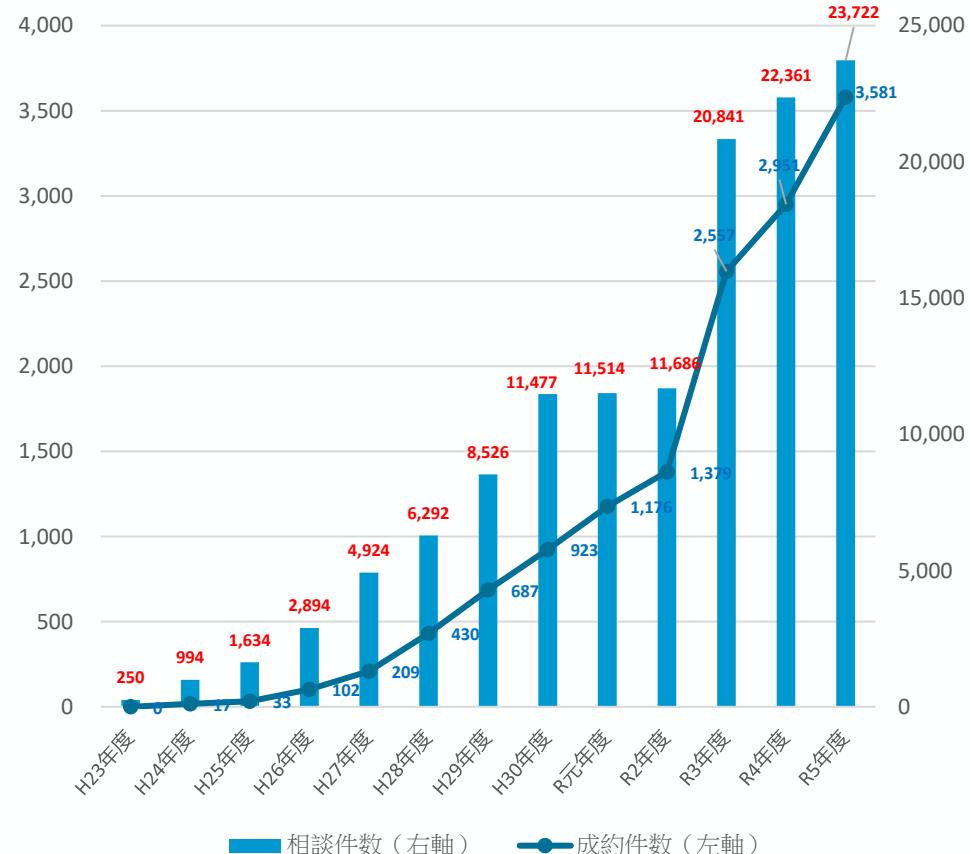


事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 産業競争力強化法に基づき2011年に創設。全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起しがからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



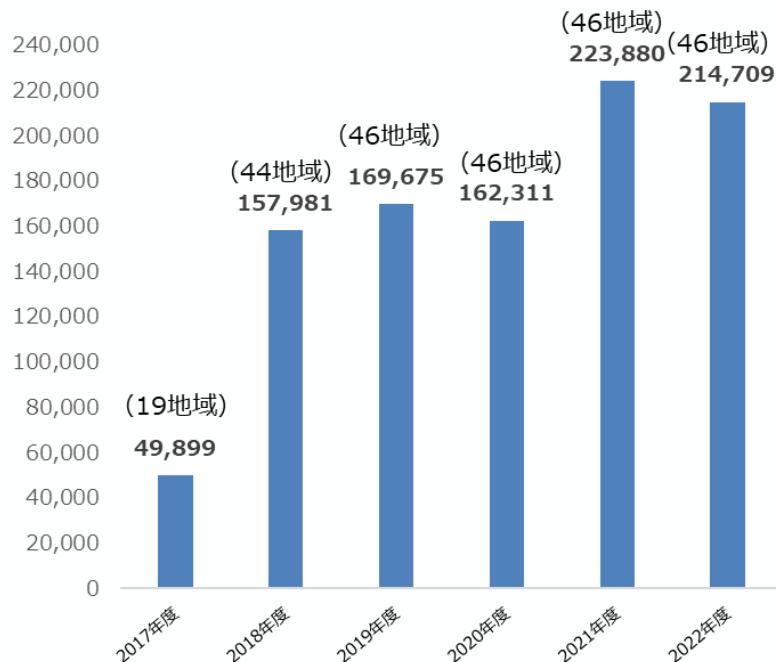
事業承継・引継ぎ支援センターの実績



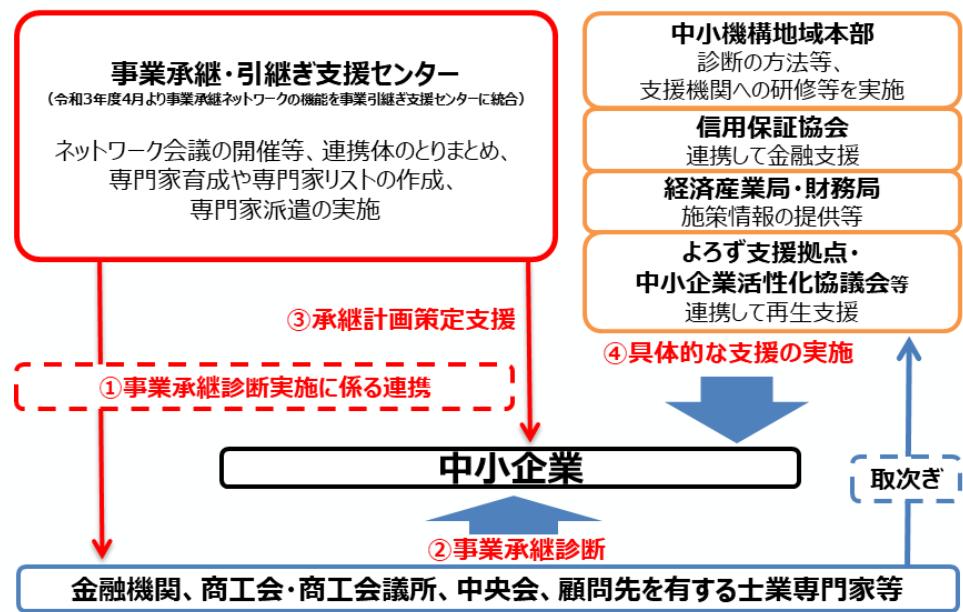
事業承継ネットワーク

- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- pushu型の事業承継診断による経営者の事業承継に係る課題やニーズの掘り起こしは過去5年間累計で約98万件実施。

事業承継診断の実績



構成メンバーと支援スキーム



(注) 東京都は独自の支援体制を構築しているため含まず。

よろず支援拠点について（よろず支援拠点の3機能）

- ①各地域に支援機関は存在しているが、会員でない企業にとっては相談することに心理的なハードルが存在、②自社の課題が明確化されておらず、漠然とした質問をしたいが、誰に質問して良いか分からぬ、等の課題が存在。
- 支援機関の観点からは、多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在という課題もあった。
- これらの課題を踏まえ、平成26年に、①ワンストップ機能、②コーディネート機能、③高度な経営アドバイス機能、を持つ「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。

1. ワンストップ機能

「よろず支援拠点」の3機能

「どこに相談したらよいか分からぬ」といった中小企業・小規模事業者等に対して、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、的確な支援機関（地域の士業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

2. コーディネート機能

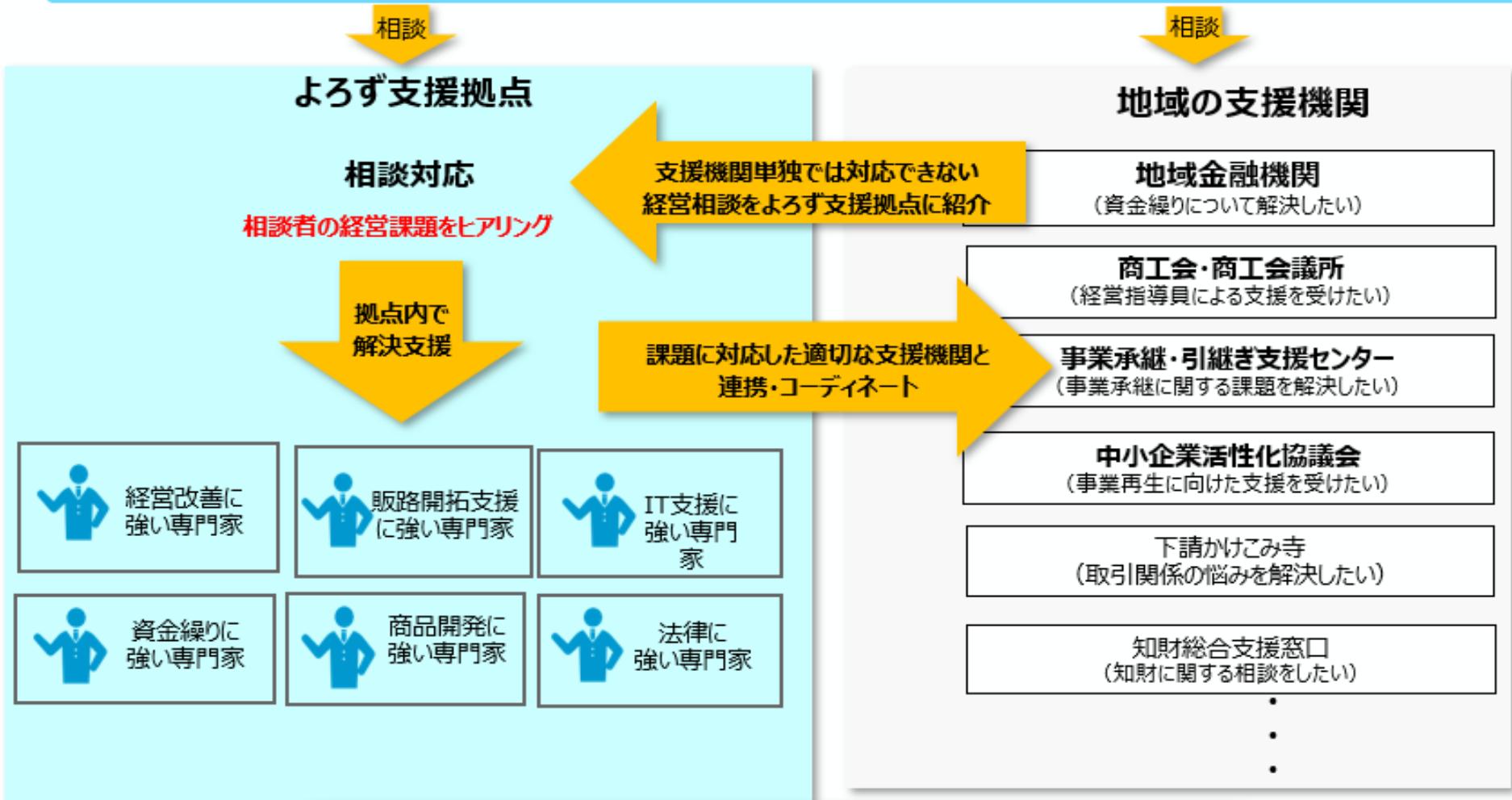
個々の支援機関では対応できない課題について、商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

3. 高度な経営アドバイス機能

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与えるとともに、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援を行う。

よろず支援拠点におけるワンストップ支援のイメージ

中小企業・小規模事業者等



事業者が抱える経営課題の解決に導く

2025年以降の中小企業向け資金繰り支援について

- コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、**経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフト**していることから、各種資金繰り支援策についても、**経営改善・再生**はもちろん、**成長促進**も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直していく。
- ① コロナ禍で措置した「**経営改善サポート保証（コロナ対応）**」は、**2025年3月まで延長し、その終了後は新たに措置する予定の「経営改善・再生強化型**」を活用し、経営改善・再生計画を策定した上での借換を支援。
- ② 能登半島地震の影響が残る地域（※石川県内一部地域）においては、「**コロナ借換保証**」を**2025年3月まで継続**。
- ③ 新たに措置する「**プロパー融資（※）を引き出す保証制度**（仮称）」により、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援。
（※）プロパー融資：信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資。
- ④ 日本公庫等の「**コロナ特別貸付**」は、**2024年12月で終了後、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに創設する「危機対応後経営安定貸付」**で支援。小規模事業者に対しては、コロナ前から措置している「**小口零細企業保証**」（100%保証）を活用し、借換等を支援。
- ⑤ 日本公庫等の「**コロナ資本性劣後ローン**」は、**2025年2月まで延長し、その終了後に「通常資本性劣後ローン」**について、省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直しを行い、事業者の成長を支援。
- ⑥ **資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の「**セーフティネット貸付（利益率▲5%→金利▲0.4%）**」は、**2025年3月まで継続**。
- （注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

民間金融機関
(信用保証制度)

政府系金融機関

2024年12月末 2月末～3月中旬 3月末 6月

経営改善サポート保証（コロナ対応）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)

3ヶ月程度の延長

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援型）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、上限2.8億円、保証期間15年)

コロナ借換保証（石川県内一部地域でのみ継続中）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)

3ヶ月の延長

プロパー融資を引き出す保証制度

(80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年)

日本公庫等のコロナ特別貸付

(売上▲5%等 災害貸付金利を適用)

※終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後安定貸付制度」を新たに措置。
(限度額20億円、貸付期間20年、基準金利を適用)

日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン

(適用利率2.95%等、限度額15億円)

2ヶ月延長

日本公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充

(省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、
適用利率見直し、限度額の拡充（10億円→15億円）)

日本公庫等のセーフティネット貸付

(利益率▲5%→金利▲0.4%)

※資材費等の価格高騰対策として実施

3ヶ月の延長

(注) 青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、
緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和6年度補正・令和7年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 予算・税・制度改革等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成长、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な貢上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- 物価高、エネルギー高、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等に万全を期し、持続的貢上げの実現に向けた環境整備を図る。
- また、小規模事業者支援、事業承継、社会課題解決等を通じて、地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和6年度	令和7年度+令和6年度補正
	1,082億円	1,080億円+5,601億円

[1]持続的貢上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

- 中小企業・小規模事業者等の飛躍的成长、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な貢上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。
- また、「新規輸出1万社者支援プログラム」を通じた輸出実現や、新たな産業構造の転換に対応するための支援を行い、成長志向の中小企業の恒常的な創出・拡大につなげる。

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

*成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金
中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）【既存基金の内数】

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400億円】+ [R6補正] 8.7億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に応じるために行う、工場等の拠点の新設等の大規模な設備投資を促進
※R5補正及びR6補正において、国庫債務負担行為（それぞれ約3,000億円）を措置

100億企業育成アント出資事業【30億円】

中小機関の出資によりアント（組合）を組成し、売上高100億円を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【123億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

中小機構による海外展開支援（中小企業海外展開総合支援事業等）【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（越境ECを含むマーチティング・プロモーション等）を支援

中小機構による成長志向の中小企業支援【中小機構交付金の内数】

売上高100億円以上への成長を目指す中小企業を含め、成長志向の中小企業へのハンズオン支援、経営者ネットワーク構築支援等に取り組む

中小機構によるグリーントランクスフォーメーション対応支援【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

[2]物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 価格交渉促進月間・下請代金法の執行強化等を通じた取引適正化の推進、物価高などの厳しい事業環境に対応する中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、構造的な人手不足への省力化投資支援などにより、構造的貢上げの実現に向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

中小企業取引対策事業【29億円】+ [R6補正] 8.3億円

価格交渉促進月間や、下請G-CM等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけみ寺での相談対応等を実施

「価格交渉促進月間」の実施や、下請代金法の執行強化、下請振興法に基づく「指導・助言」・企業名公表を通じた実効性向上、下請G-MENによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需等における労務費等の価格転嫁の徹底等

<資金繰り支援>

中小企業資金繰り支援事業【223億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引き下げるための利子補給や信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施

・日本政策金融公庫補給金【153億円】

・中小企業信用補完制度連携補助事業【39億円】

など

中小企業等の資金繰り支援【既存予算の活用】

・公庫制度融資の貢上げ特例の継続、通常資本性劣後ローンの適用見直し、成長志向の中小企業への資金繰り支援の拡充

・民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の保証制度の新設

など

<省力化支援>

中小企業省力化投資促進事業（省力化補助金）【既存基金の内数】

<事業環境変化に対応した経営相談体制、経営改善・早期再生・再チャレンジ支援の拡充>

事業環境変化対応型支援事業【112億円】

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ [R6補正] 61億円

中小企業活性化協議会による事業再生支援や事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

[3]小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援や、災害からの早期復旧等の支援を推進する。

小規模事業対策推進等事業【61億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

小規模事業者経営改善資金融資事業【30億円】※中小企業資金繰り支援事業の内数

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10億円】+ [R6補正] 10億円

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の版囲開拓・生産性向上に向けた取組や小規模事業者等の災害復旧を支援

商店街等活性化支援事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等による社会課題解決や地域の貢上げに向け、専門家による的伴走支援を行なう

なりわい補助金（令和6年能登半島地震、令和2年7月豪雨）グループ補助金（令和3・4年福島県沖地震）等【213億円】

能登半島地震等をはじめとするする災害により被災した地域の速やかな復旧又は復興を支援する事業を継続

[4]事業承継、再編等を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を図るとともに、事業承継・再編等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【144億円】+ [R6補正] 61億円】(再掲)

後継者支援ネットワーク事業【4.0億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競いイベント開催

事業承継・M&A補助金（再掲）※中小企業生産性革命推進事業の内数

事業承継に際しての設備投資や、M&Aの専門家活用、M&A後のPMI時の専門家活用・設備投資等を支援

[5]中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

- 多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者への伴走・経営支援、地域課題解決に向けた取組の支援を推進する。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【34億円】+ [R6補正] 20億円】※事業環境変化対応支援事業の内数

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に応じるために体制を整備

中堅・中核企業の経営力強化支援事業、地域の人事部支援事業【7.0億円】

支援機関間のネットワーク構築・ハンズオン支援や地域企業部や関係機関が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援

小規模事業対策推進等事業【61億円】(再掲)

中小企業実態調査委託費【21億円】

セブラン企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析【5.0億円】

セブラン企業による社会課題解決事業を実施する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を図る

地域中小企業人材確保支援等調査・分析【4.0億円】

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性・高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

「100億企業」創出加速に向けた調査・分析【0.6億円】

売上高100億円以上への成長を目指す企業の経営者ネットワーク構築や成長に向けた機運醸成を促進するための調査を実施

税制改正事項

中小企業経営強化税制（拡充・延長）

適用期限を2年間延長とともに、売上高100億円超の中小企業（100億企業）の創出を促進するため、100億企業を目指す中小企業に對し、対象設備に建物を追加する等、措置を拡充。

中小企業投資促進税制（延長）

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

固定資産税の特例措置（拡充・延長）

貢上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長とともに、貢上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4）

法人税軽減減税率（延長）

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間800万円以下の所得に対する税率を19%から15%に軽減する措置を2年間延長。※単年所得10億円の場合、15%が5.17%に軽減

中小企業防災・減災投資促進税制（延長）

中小企業の防災・減災能力の強化のため、事前対策に資する設備投資の特別償却を可能とする措置の適用期限を2年間延長等。

地域未来投資促進税制（拡充・延長）

地域経済を牽引する企業による、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置を追加した上で、適用期限を3年間延長。

事業承継税制（見直し）

税制の最大活用を図る観点から、後継者の3年間の役員就任期間を特例措置に限り事实上廃止。

賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

全企業 ※1	継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%					
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					
			+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるばし	5 % 上乗せ	35%

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%			
+ 4 %	25%			
—	—			
—	—	+ 20%	5 % 上乗せ	30%

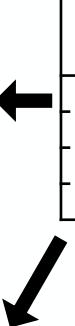
中堅企業
※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%					
+ 4 %	25%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるばし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%

中小企業
※3

全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%					
+ 2.5 %	30%	+ 5 %	10 % 上乗せ	くるみん or えるばし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能^{※8}。



全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%			
+ 2.5 %	30%	+ 10%	10 % 上乗せ	40%

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。

ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 円安・資源高等によるコストパッシュ・インフレ下の中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につなげていくため、中小企業経営強化税制の延長を行う。
- その中でも、成長志向の高い中小企業を更に後押しし、売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、上乗せ措置の創設等を行う。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	経済産業局		・国内への投資であること ・中古資産・賃付資産でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行ったことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える時電投機等を除く。また、附電投機等について税額措置を適用する場合は、経営力向上計画の提出申請時に報告書を提出する必要。

※ 2 研究開発費を行う事業者が販売又は製作をする器具・機器（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、直営して販売するための原本、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業又は賃貸管理マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する賃貸でその管理のため必要な全部を他の者に委託するものを除く。

要望内容

○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ○上乗せ措置等を検討する。

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法入住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨運業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品販賣業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械及び装置【1台160万円以上】 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

要望内容

○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで）

中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (所得税・法人税)

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要であるため、適用期限を2年間延長する。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

- 適用対象者：令和7年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キューピクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

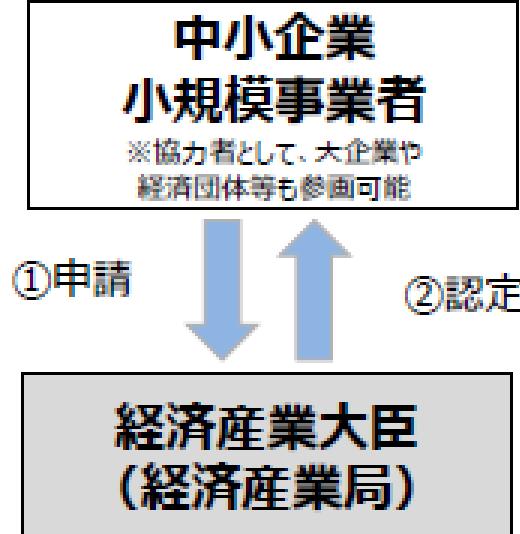
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで）

(参考) 事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。

計画認定スキーム



事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順 (安否確認、被害の確認・発信手順等)
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制 (経営層のコミットメント)
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 認定事業者によるロゴマーク使用



生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長等 (固定資産税)

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限の2年間延長等を行う。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキー／ム>		特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業			
国 (基本方針の策定)		計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること			
協議 ↑ ↓ 同意		対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	
市町村 (導入促進基本計画の策定)			①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)	
申請 ↑ ↓ 認定			②測定工具及び検査工具	30万円以上		
中小企業 (先端設備等導入計画の策定)			③器具備品	30万円以上		
			④建物附属設備	60万円以上		
		特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。			
要望内容		適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）			

○適用期限の2年間延長等を行う。（令和8年度末まで）